

## はじめに

---

兵庫県では、自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等による大気汚染が深刻な問題となっています。しかしながら、自動車は現代の社会生活にとってなくてはならないものであり、産業や経済活動においても重要な役割を果たしています。

このような状況のなかで、平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が改正され、粒子状物質が対象に加えられるとともに、同法の対策地域が拡大されたところであり、今後自動車公害対策を一層充実させていくことが求められています。

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車などのクリーンエネルギー自動車を導入することは、都市地域における窒素酸化物や粒子状物質等による大気汚染の改善、二酸化炭素排出量の抑制という地球環境問題への対応や石油代替エネルギーの導入促進といった社会的課題に対し大変有効な手段です。

これまで、兵庫県では、公用車への低公害車の率先導入、民間事業者に対する各種補助・支援制度、低公害車フェア等による普及啓発などにより、クリーンエネルギー自動車の普及に取り組んできました。

しかしながら、現在、兵庫県内のクリーンエネルギー自動車は、平成12年度末現在でおよそ2,700台にとどまっており、まだまだ十分とはいえません。

今後より一層クリーンエネルギー自動車等の普及を図っていく必要がありますが、県民の皆様や事業者の方々に、積極的にクリーンエネルギー自動車の導入をご検討いただく際に、本冊子を活用していただければ幸いです。